

「江の川水系流域治水協議会」設立趣旨

令和2年7月豪雨をはじめ、令和元年東日本台風や平成30年7月豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めることが必要である。

こうした背景を踏まえ、国土交通省では、各一級水系において、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進することとした。

江の川水系においても、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とした「江の川水系流域治水協議会」を設立する。

江の川水系流域治水協議会 規約

(設 置)

第一 条 本会議は、「江の川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第二 条 本協議会は、気候変動等による近年頻発する激甚な水害に備え、江の川流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

(協議会の構成)

第三 条 協議会は別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 第1項による者のほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第四 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に資する各種対策の検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 第2項による者のほか、必要に応じて幹事会構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第五 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 江の川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

二 河川における対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

四 その他、流域治水に関して必要な事項

(会議の公開)

第六 条 協議会は原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第七 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第 八 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、中国地方整備局浜田河川国道事務所河川管理課、三次河川国道事務所河川管理課で行う。
- 3 事務局は必要に応じて、各構成員の担当者を招集し、担当者会議を開催できる。

(雑 則)

- 第 九 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

- 第 十 条 本規約は、令和 2年 8月 5日から施行する。
- 令和 3年 3月 24日一部改定
- 令和 4年 3月 30日一部改定
- 令和 5年 3月 30日一部改定
- 令和 7年 11月 日一部改定

江の川水系流域治水協議会

(委員) 江津市長
川本町長
美郷町長
邑南町長
三次市長
安芸高田市長
庄原市長
北広島町長
島根県 土木部長
島根県 農林水産部 参事
広島県 北部建設事務所長
広島県 北部建設事務所 庄原支所長
広島県 西部建設事務所長
広島県 西部建設事務所 安芸太田支所長
広島県 農林水産局 林業課長、森林保全課長、農業基盤課長
気象庁 松江地方気象台長
気象庁 広島地方気象台長
国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所長
国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所長
国土交通省中国地方整備局 土師ダム管理所長
国土交通省中国地方整備局 江の川流域治水推進室長
農林水産省中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所長
林野庁近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター
中国四国整備局 広島水源林整備事務所長

(事務局) 国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所
国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所

別表 2

江の川水系流域治水協議会 幹事会

(幹事) 江津市 事業推進課長
川本町 地域整備課長
美郷町 建設課長
邑南町 建設課長
三次市 産業振興部長、建設部長、水道局長、危機管理監
安芸高田市 総務部長、産業振興部長、建設部長
庄原市 総務部長、企画振興部長、環境建設部長
北広島町 建設課長
島根県 土木部河川課長
島根県 農林水産部 農地整備課長、森林整備課長
島根県 県央国土整備事務所 統括調整監
島根県 浜田国土整備事務所 統括調整監
広島県 北部建設事務所 次長
広島県 北部建設事務所庄原支所 次長
広島県 西部建設事務所 次長
広島県 西部建設事務所 安芸太田支所 次長
広島県 農林水産局 林業課主査、森林保全課主査、農業基盤課主査
気象庁 松江地方気象台 防災管理官
気象庁 広島地方気象台 防災管理官
国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 副所長
国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所 副所長
国土交通省中国地方整備局 土師ダム管理所 専門官
農林水産省中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長
林野庁近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署 次長
中国四国整備局 松江水源林整備事務所 次長、
広島水源林整備事務所 造林係長

(事務局) 国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所
国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所

江の川水系流域治水協議会 一部改定 新旧対応表

改定後	改定前
〔別表1〕 江の川水系流域治水協議会 委員 (削除)	〔別表1〕 江の川水系流域治水協議会 委員 広島県 西部建設事務所長
〔別表2〕 江の川水系流域治水協議会 幹事会 委員 (削除)	〔別表2〕 江の川水系流域治水協議会 幹事会 委員 広島県 西部建設事務所 次長